

Title	郷里制について
Sub Title	On the "Gori" (郷里) system in ancient Japan
Author	村山, 光一 (Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.26, No.1/2 (1952. 12) ,p.77- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19521200-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

郷里制について

村 山 光 一

序

大化改新前後から奈良時代にかけて、わが民族は大きな発展をとけ、始めて中央集權的な法治國家を形成してゆくのであるが、かゝる國家創造の歴史を解明することは、古代史研究家にとつて常に最も大きな課題の一つであつた。されば古來この問題については、多くの研究成果が發表されており、今日に於ては、この約一世紀にわたる歴史の推移が、可成具體的に跡づけられるようになり、特に從來曖昧であつた大和時代の歴史及び大和朝廷の性格が、次第に明らかになりかけてきたことは、誠に喜ばしい次第である。

然し古代史學界がかような趨勢にあるにも拘らず、奇妙なことには、新國家の土臺ともいふべき公民等の生活の場である村落については、未だにその實態が不明瞭の儘であり、我々はこの時代のムラが、如何なる形態と機能を有し、如何に結合していたか、又時代の流れに對して如何に自己を守り、如何に對處していつたか等の問題については、充分なる解答を得ておらないのである。一體この分野に於ける、かゝる研究の立ちおくれは、如何なる理由に基くものであろうか。その原因はいろいろ考えられるが、何といつても史料の側よりくる制約をあげねばなるまい。當時の關係史料、例

えば風土記や戸籍や律令等には、地名は村落制度ともいうべき郷里の制によつて記載され、自然村落は殆んど姿を消している爲、その史料的研究からして、非常に困難な状態に置かれていたわけなのである。だがムラの史料的研究は全く不可能ではない。例えば郷里制の實證的研究を行いつつ、この郷里制と自然村落との關係を追求する事によつて、自然村落の實態に迫つてゆく方法が考えられよう。勿論この方法は既に採用されており、郷里制については、多くの研究成果が發表されてきた。殊に最近にいたつて岸俊夫氏等により新しい事實も明らかになつて、この方面の研究はようやく活潑になつてきた感があるが、残念ながら郷里制と自然村落との相互關係は、未だに解決されていない状態である。^(註二)私以上の如き理由から、先學の後について、當時の村落制度である郷里制について、及び郷里制と自然村落との關係について考察し、出來ればそこから自然村落自體の究明への見通しを得たいと思う。

一、郷里制の起原

大化二年正月の改新の詔をみると、その中に地方組織としての國・郡・里の制が定められており、特に村落に深い關係をもつと思はれる里制については、第三條に「凡そ五十戸を里となし、里毎に長一人をおく」と記されている。ところが第四條には「凡そ仕丁は舊の三十戸毎に一人せしを改め、五十戸毎に一人を以て諸司に充てよ」とあるから、これらの條文より里制はもと三十戸を以て一里としていたのが、この時になつて五十戸一里の制に改められたものである事が知れよう。尤もこの解釋には問題がないわけではない。それはその後同年八月の詔に「凡そ仕丁は五十戸毎に一人」と出で、更に六年後の白雉三年四月の條にも亦「凡そ五十戸を里となし云々」と記され、記事に重複が見られるので、

果して改新の詔に五十戸一里制がうたわれていたかどうかという疑問が生ぜざるを得ないからである。そこで津田博士や井上光貞氏の如く五十戸一里の規定を改新の詔から除く事によつて、右の矛盾を解決してゆこうとする見解も成立するが、にわかには賛成し難い。一體この記事の矛盾は、改新の詔の規定を否定する以外に、解決し得ないものであろうか。私は改新の詔の最大の問題である第一條の私地・私民廢止に關する記事を否定し去る事が出来ぬ限り、公民を新たに組織する五十戸一里制を、後世のものであると決めてしまえないと思う。そして五十戸一里制が繰返し記載されたのは、丁度私地、私民廢止の記事が、その後も度々書紀に現われるのと對應するものであつて、共にこの新政策の實施が可成困難を極めたものである事を物語つていふというふう^(註四)に考へたい。即ち私は改新の詔の規定を他の記事と同様に認める事が出来ると思ふのである。

さてもしかゝる見方がゆるされるならば、改新の詔第四條の「舊の三十戸云々」とは、當然大化改新以前に行われた里制であろう。勿論大化以前に於て、かゝる里制が全國的に實施されるはずはなく、又里という表現をしてきたかどうか不明であるが、彌永貞三・曾我部靜雄・門脇禎二^(註五)の諸氏等の研究によつて、かゝる編戸が皇室の直轄領である屯倉に於て行われていた事が明らかにされており、この三十戸という編戸は右の如き限定された意味に於て、大化前の里制であると認めて差支えないであらう。これを要するに大化前代の屯倉に於て三十戸毎の編戸が始まり、大化改新によつて、國家的な必要のもとに、全國的に實施される事になり、先ず改新の詔で五十戸一里制が宣言され、それが白雉三年頃になつて、漸く行われだしたということが出来よう。尤も五十戸一里制が、この時全國一齊に行われただけではなく、「施行の條件の整つたものから順次施行」し、やがて「大寶二年の大寶令の施行を待つて初めて」^(註六)劃一的になされたの

である。

然しながらこの里制はその後、靈龜元年にいたつて變更をうけ、里は郷と改められ、^(註七)以前の里の名稱は、郷の下に新しくおかれた單位の名稱として存續することとなり、こゝに郷里制の成立を見るにいたつた。かくてこの郷里の村落制度は、地方行政の末端機構として、以後公民等の生活に深い影響を與えることになるわけである。

以上が里制及び郷里制成立の大體のあらましであるが、この五十戸を單位とする機械的な編戸や、郷とか里とかいう名稱の起原について一言すれば、これらはいうまでもなく、唐武德令の「諸戸以百戸爲里、五里爲郷」の規定に倣つたもので、わが郷里制が一郷三里の原則の上に實施されたらしいのも、一郷五里という唐令の影響によるものである。^(註八)

二、郷里制と自然村落との關係

それではこの郷里制は當時の自然村落と如何なる關聯を有していたであらうか。

大化前に於て自然村落は、記紀や風土記に散見し、それはムラと呼ばれていた。例えば崇峻紀には、河内國茅渟縣有眞香邑とあり、又播磨國風土記には「越部里(舊名皇子代里)^{土中}」^{々々}所以號皇子代者、勾宮天皇之世、寵人但馬君小津蒙寵賜姓、爲皇子代君、而造三宅於此村、令仕奉之。故曰皇子代村、後至上野大夫、結卅戸之時、改號越部里」という記事があつて、ムラから里への轉化の過程まで知ることが出来る。大化後になると、このムラの名稱は公の文書から殆んど姿を消すが、ムラの結合そのものがなくなつたわけではない。「奈良時代の戸籍には勿論嚴格に郷里制が行はれ、其他の

場合にも郷が甚だ重用されてゐるのではあるが、續日本紀の如き公的な性質の史料にも、猶非官制的な村が屢々用ひられてゐる^(註九)のである。例えばかの藤原廣嗣の亂に於て、彼は天平十二年十一月廿三日にとらえられたが、その場處を續日本紀は、肥前國松浦郡值嘉島長野村と記している。又神護景雲二年八月の條には、下總・常陸兩國に命じて、毛野川を一千餘丈にわたつて掘り防がしめた記事が見えてゐるが、その區間を、「掘自下總國結城郡小鹽郷小嶋村、達于常陸國新治郡川曲郷受津村」と記している。又これは公文書ではないが、日本靈異記には「肥前國加賀郡大野郷畝田村」(下卷第十六)、「美濃國方縣郡小野郷桶見村」(同三十一)等十五の村名が記載されている。將に自然村落としてのムラが郷里制の下に脈々と生きつゞけてゐる有様を伺ふ事が出來よう。

さてムラが郷里制と共に存続したとすれば、當然この兩者の關係が問題となつてくる。次に郷里の郷及び里とムラの關係を別々に考察してゆきたい。先づ郷(靈龜以前の里)より見てゆこう。

五十戸を以て一郷が構成されてゐる事は既に明らかであるが、この構成單位である戸は、所謂郷戸のことであつて、直係親族はもとより傍係親族や非血縁者までをふくむ大世帯であるから、唐の戸令に規定された「以百戸爲里」の戸とは著しく異なつてゐる事が、まず注目されねばならない。従つて一郷の人口は可成多くなるわけで、例えば下總國大嶋郷では養老五年に千二・三百人、美濃國山方郡三井田里では大寶二年に八百九十九人の人口を擁してゐた。これらは特に人口の多い郷でもなさそうであるから、かくの如く龐大な構成員を有する郷が、聚落の基本形態、即ちムラであるとは一寸考えられない。現實のムラの戸數はもつと少なかつたはずである。常陸國風土記信太郡の條に「乘濱里東有浮島村、長二千歩、廣四百歩、四面絶海、山野交錯、戸十五烟、里七八町餘」と記されてゐるが、この烟は郷戸ではなく、恐らく郷戸

の中の家即ち房戸の事であろうと思われるから、村の人口は一畑平均十人としても、約百五十人位であつたであろう。この例は極端に少なすぎる場合かもしれないが、播磨國風土記では里成立以前の状態が明らかになつていて、それによれば大體一里(後の郷)の中に二―四村が含まれて^(註10)いるから、いずれにしても郷はムラよりも大きい範囲をもつていた事は確實である。故に郷は一應ムラとは無關係な法的擬制であるという事が出来よう。

では里の方は如何であろうか。里は大化二年より七十年後に新設されたのであるが、出雲國風土記によれば一郷は大體三里よりなつている。尤もこれは必ずしも一般的でなく一郷二里になつている場合もある。又豊後國風土記では、

日田郡 五郷十四里。 玖珠郡 三郷九里。

直入郡 四郷十里。 大野郡 四郷十一里。

大分郡 九郷廿五里。 速見郡 五郷十三里。

國崎郡 六郷十六里。

となつていて、必ずしも一郷三里制が貫かれていない。そこで古くからこの事實は學者の注目するところとなり、この里はムラの復活であろうという意見が可成有力に唱えられてきたが、これを積極的に押出して、郷里制とムラの關係に、一つの新しい見方を樹立されたのは、清水三男氏であつた。即ち氏は昭和十八年に發表された「上代の土地關係」所收の「奈良時代の村」に於て、前記豊後國風土記の例を引用して、「そのような(一郷三里という……筆者記す)數學的正確さを行い得ない所に、又五十戸一里の下により小さい單位を置かねばならなかつた所に、自然村落の持つ意義の重要さが、十分この時代にも貫かれていることを想像せしめるのである^(註11)」といわれて、郷里制とムラとを巧みに妥協せし

めたのである。この清水氏の説は確かに合理的であり、一見疑う餘地のない解釋であつたから、その後多くの學者がこの説を踏襲し、恰も定説の如くなつてしまつた。

然しこの考へ方に問題がないわけではなかつた。それは清水氏の見解に従えば、郷よりも自然村落に近いはずの里が、史料の上では早く消えてしまい、却つて法的擬制であると思われた郷制の方は平安時代に至るまで固守されているという矛盾が見られたことである。清水氏も「日本中世の村落」に於て、この矛盾を認識されているが、單に疑問の提出に止まつてしまつた。だが問題はこゝにあつたのである。最近にいたつて岸俊男氏はこの矛盾した事實に不審を抱き、郷里制實施のあとを史料的に再検討された結果、郷里制施行の期間に意外にも非常に短く、靈龜元年から天平十一年に至る僅か廿五年間にすぎないことを證明され、かくてこの新事實から逆に里(註三)村という既成觀念は何ら根據がなく、里も亦郷と同じく機械的に設定された法的擬制にほかならないと斷定された。この發見は將に劃期的なものといつてよく、かくて里(註三)ムラと考へた爲に生じた先の疑問は、實はその前提に誤りがあつた爲に起つた問題にすぎない事が明らかになつたと同時に、清水氏によつて打ちたてられた郷里制及びそれとムラとの關係についての通念は打破されてしまつた。即ちムラは郷にも非ず、里にも非ず、しかも郷里制の下に生きつゞけていつた事を、我々は先ず認めねばならなくなつたのである。郷里とムラとの關係の問題はかくて再び出發點にもどつてしまつたといえよう。

さて岸氏のこの發見によつて、郷里とムラとの關係の問題は確かに一つの解決點に到達したが、しかしそれは直ちに新なる問題を提起せずにはおかない。それは大化前代のムラの聚落の上に、劃一的な五十戸一里の制が上から押しつけられた時に、如何なる事態が起つたであらうかという問題である。というのは從來のムラと新村落制度との接觸にあつ

つて、ムラの生活に混亂が起る事が、當然豫想されるからである。

しかるに史料の上にはそのような實例は、一つも見當らず、却つてムラの生活から、ムラと郷里制との二重生活への移り變りは、比較的スムーズに行われたと推量されるのみである。^(註二四)相互に無關係であるムラの聚落と郷里制とのスムーズな接觸とは、しかし考えてみればおかしな事である。そこでこの不思議な現象について、從來から學者の様々な解釋が行われている。次にその主なるものを見てゆこう。先ず清水氏から始めることにする。

清水氏は五十戸一里制の成立については、それが自然村落を全く無視し、破壊していると考え、かような事態を可能ならしめた客觀的基礎を、自然村落の内部構造に求めてゆく。即ち大化前代のムラが既に血縁的結合體としては微弱化しており、一方地縁的結合によるムラの方も未だ政治的に問題になる程に成長しておらず、かくて血縁性と地縁性という二つの村落結合の紐帶が弱體であつたが故に、五十戸一里制の實施が、大した摩擦もなく、スムーズに行われたとす。次で郷里制については、しかしこの五十戸一里制の下におかれたムラの地縁的結合は相當強く、どうしても無視し得なくなつたので、^(註二五)里制を郷里制に改めて、ムラを新なる里として復活せしめたと主張し、このスムーズな移行に伴う疑問を巧みに解釋した。然し清水氏の説は郷里制の里も亦自然村落でなく、單なる法的擬制であることが明らかになつた今日に於ては、最早問題とはなり得ないであろう。

次に同じく村落の内部構造に原因を求める方法を取つた石母田正氏の説を見よう。

氏は清水氏より少し早く、昭和十六年に「古代村落の二つの問題」を發表し、そこに於てこの郷里制に論及されている。氏は郷及び里については、共に機械的に劃一的に設定されたものであると主張し、かゝる郷里制の施行が可能であ

つたのは、大化前代のムラが政治的に無力であつたからであり、政治的に無力なのは、當時のムラが未だ地縁的な村落共同體として充分に成熟しておらず、しかも氏族共同體的结合は既になく、唯兩者の中間の段階に位する世帯共同體のみがあつて、獨立性をもち、ムラはこれらの世帯共同體のルーズな結合として存在していたからであるとされた。

石母田氏の見解は、今述べたように里もムラではないとする點は、岸氏の證明と一致するから正しいと思うが、ムラ的結合體の政治的無力という點、及び世帯共同體とムラとの關係についての考へ方には疑問がある。まづムラの政治的無力という事については、清水氏も主張されており、或程度確かであろうが、しかしそれを餘り強調しすぎてはいないだろうか。奈良時代の史料にもムラの主體性を示す如き記事が散見するし、^(註六)又その後郷里制の中からムラが前面に出てくるが、それについて石母田氏も「いうまでもなくこの解體的作用（郷里制のムラに對する……筆者記す）はその性質上深刻なものであることは出來ず、律令制時代の村落においても同族的結合や血縁的結合の遺制が頑固に存續し、律令制の解體後に發生した中世農村の様々な社會的結合の中に復活するのである」^(註七)といわれているほどである。それならば郷里制の下にあるムラが或程度の政治的力を保有していたと考へても差支えないのではなからうか。政治的力があつたればこそ、ムラは郷里制のもとに解消せず、再び律令制の解體後に復活してくるともいえるのである。私は當時のムラを單に血縁的結合の「遺制」と見ずに、やはり地縁的結合體として認めたいと思う。

又世帯共同體とムラとの關係について、石母田氏はムラとは獨立性をもつ世帯共同體のルーズな結合體であるとし、それ故にムラは政治的に無力になるといわれているが、問題は世帯共同體を形成する各家族相互間の結合の仕方であり、又各世帯共同體間の關係の仕方である。有賀喜左衛門氏は郷戸（石母田氏の世帯共同體）を以て大家族とする見方をし

りぞけて、郷戸とは「家連合」であり、その關係の仕方は同族的結合であるとされ、そうしてこの同族結合即ち郷戸が、更に相互に本末關係を結んで、より大きな同族團を形成したり、或は平等な關係（（註八）組結合）を結び合うが、これら縦と横の二つの結合の様々の仕方によつて、現實のムラが形成されているという見方をされている。もし有賀氏のこの考え方が許されるならば、かくの如き同族的結合體である郷戸を單位とするムラの結合の或程度の政治力保有という事は、理論的にも可能なものではあるまいか。従つて世帯共同體が獨立性をもつているから、ムラが政治的に無力になるという主張は、一概に贊成出來ないのである。清水氏の「奈良時代の村」は、實はかゝる石母田氏のムラの結合力の過少評價に對する批判として出發されているのであつて、その限りに於ては清水氏のムラ自體に關する認識はより正しかつたといえよう。

さてムラの政治的力を全然無視し得ない事が明らかになつた以上、我々は郷里制の編成に際し、それを可能ならしめた客觀的條件をムラの内部構造に求めてゆく方法は、最早放棄せねばならないであろう。我々は寧ろムラの地緣的結合の力を認め、この前提から出なおさねばならない。ところでかゝる前提にたつて、ムラから郷里制へのスムーズな移行という前の問題を考えてゆくと、今度はこの編成に當つて何らかの意味で、ムラが生かされているのではないかという考え方が可能になつてくる。然しかゝる主張は郷里制の里が、ムラの復活したものと考えられていた間は、積極的に押し出されてくるはずはなかつた。

かくて最初にこの新しい觀點に立つて問題を取り上げたのが、郷里制の里も郷と同じく、法的擬制であることを實證された岸俊夫氏であつたのも當然であつた。氏の最初の論文である「古代村落制度の問題」(「日本歴史」二三)が發表

されたのが昭和廿五年であるから、清水氏が「奈良時代の村」を發表してから實に八年目であつた。次に岸氏の説を見よう。既にみた如く岸氏は郷里制の史料的研究を行つた結果、里の施行期間が僅か廿五年間にすぎない事を發見されたが、更に氏は郷里制の施行開始と廢止が、共に造籍上に強い影響を與へて、それを夫と一年遅らせている事實も同時に明らかになされた。次で岸氏はこれらの事實の上に立つて、郷里制の里が實は大化改新後五十戸一里内の戸口の増加に伴い、村落行政を一層徹底せしめる爲の補助單位として設定されたものであるとし、しかもそれが僅か廿五年で廢止された事について、「里が政府の期待した程の成果を行政上あげえなかつたからであり、それは一に當時の村落が人爲的な分割併合を許さない迄に地縁的に強固な結合をなしていたからによるもので………（里は）結局無意味な行政單位となつてしまつたのであろう」といわれて、石母田氏とは逆に村落の地縁的結合が、改新當時から相當強固なものであつたと主張する。更に氏はかゝる村落が郷或はその下の里にとり入れられたらしい形跡が見えない理由について言及され、「それは石母田氏のように五十戸一里の里を以て從來の自然村落を人爲的に分割併合したと機械的に考えられるからで、私は當時の里は自然村落の地縁的結合を保ちつゝ、五十戸という戸數に適するように場合に應じて一―四村を適宜に無理なく包括して構成せられたものと考えたい。そして却つて一里を五十戸にしようとするときその構成要素たる郷戸が擬制的なものになりやすかつたのではなからうか」と述べ、更に敷衍して「勿論郷戸が血縁を中心としていることは戸籍の示すところであり、そこに共同體的なものゝある事は確かであるが、一里に含まれた數村を正しく五十戸に構成する爲には若干の擬制が行われ、寄口・同黨と稱せられるのもこのような事情の下に成立したものもあつたのではなからうか」と結論された。この岸氏の考え方には、その後贊成する學者も多く、門脇禎二・赤松俊秀兩氏も同様な見

解に立つておられるようである。^(註三)

さて岸氏の説であるが、郷里制の開始と廢止についての新解釋、及びムラの地縁的結合體の強固な存在を前面に押し出した點は、確かに注目すべき見解であるといわねばならない。私もこの二點については、多くの共感を禁じ得ない。しかしながら更に進んで、五十戸一里制が、從來の自然村落を人爲的に分割併合したとする説をしりぞけて、却つて五十戸一里制をつくる爲に、郷戸が擬制的なものにされたという主張については、尙議すべき點があるように思われる。しかももしこの説が正しい事になれば、郷戸も法的擬制という事が認められるわけで、その影響は單に村落の問題に止らず、上代家族の研究にまで波及することになるであろう。

果して郷制の形成に際し、氏のいわれる如く、そこに含まれた村々を正しく五十戸に構成する爲に擬制が行われたであらうか。郷里制と造籍と不可分の關係にあるらしい事は認められるが、然しだからといつて郷里制の爲に造籍が左右されていると結論していくものだろうか。私は郷里制の爲に郷戸が擬制されたという斷定を下す前に、まだ郷里制の郷設定の方法について、實證的に研究する余地が残されているように思う。以下しばらく郷里制について再検討してみたい。

三、郷設定の方法

まず私は五十戸一里制編成に際して、自然村落を機械的に分割、併合したかどうかという點を明らかにしたい。

大寶・養老の戸令をみると、冒頭に「凡戸以五十戸爲里」とあるが、令義解はこの規定について「謂。若滿六十戸者。

割十戸立一里。置長一人。其不滿十家者。隸入大村。不須別置也。」という註をほどこしている。この註を讀めばこの問題は簡単に解決出來そうであるが、然しこの註の文章には相反した二通りの解釋が行われていて、却つて問題を紛糾さすおそれがあるのである。即ち石母田・清水兩氏はこの註の前半を重視し、六十戸を五十戸と十戸に分割させているから、「五十戸」一里という制度は相當嚴格に守られたらしい^(註三)と結論を下しているのに對し、一方岸氏の考え方に立つ赤松俊秀氏は、この註の後半に注目し、「これから考えると、里は必ず五十戸より成つていたとは限らず、五十戸未満の里も多く、たまには五十戸以上のものもあつた事が想像される。里に嚴密な定數がなかつたとすれば、それは自然村を分割する程に有力な理由とならなかつたことも亦自ら明らかである。里はこのようにして、自然村を基磐として成立し、それを強いて分割するようなことはなかつた。戸籍その他で操作をして、戸數の上では略劃一的な規模を持つ行政區として組織された^(註三)。」という反對の結論を下している。かくて郷制の研究に際して、この註を不用意に利用する事は警戒しなければならぬ。私はかくの如く曖昧な史料を一應さけ、他の方面から考察することにした。

でまず取上げたいのは、戸令の先の規定に續く「若山谷阻險。地遠人稀之處。隨便量置。」という條文である。令義解はこれについて、「謂。若滿十戸者。依上法。立別里。若不滿者。令伍相保。附於大村也。」と註している。即ちもしこのような場處に於て、十戸以上の戸があれば、一里を別につくることが出來、十戸未満の場合は、五保をつくらせて、近くの大村に編入せしめるといふのである。我々はこの條文と註から人口稀薄な谷底部落のような所には、五十戸一里制編成に當つて例外規定がつくられたこと、そしてそこでは自然村落が生かされたらしいことを知りうる。次にこのような實例をあけてみよう。先づ續日本紀和銅二年十月庚寅の條に

備後國鞆田郡甲努村相去郡家、山谷阻遠、百姓往還、煩費太多。仍割品遲郡三里、隸鞆田郡、建郡於甲努村。及び和銅六年九月己卯の條に

攝津職言、河邊郡玖左佐村、山川遠隔、道路峻難、由是大寶元年始建館舍。

とある甲努村、玖左佐村がそれである。尙この二例共、「山谷阻險」の場合であることは確かであるが、それらは本來郷名を用うべきところを、村名で表現されているのは、大變興味深い。そういえば前にあけた「肥前國松浦郡值嘉島長野村」や「常陸國信太郡浮島村」も、同様の場合であり、同様に「村」と表現されている。敢て郷名によらず、非公認の村名で表現したこれらの例は、右の如く考えれば、決して無意味に使用されたものでない事が理解出来るように思われる。「山谷阻險」の例はこれだけではない。類聚三代格延曆十四年九月十七日の「應改行建正倉院事」なる太政官符に

右被右大臣宣稱。奉勅去閏七月十五日每郷更建倉院之狀下諸國畢。追尋此事頗乖穩便。今須彼此相接比近之郷。於其中央同置一院。村邑遙阻絕隔之處宜量地便每郷置之。云々。

とあつて、廣大な沖積平野の少ない我が國に於ては、かゝる山間の郷が決して少なくなかつた事が知れよう。又天平十二年の遠江國濱名郡輸租帳に記載された、同郡津筑郷は、房戸數三十八戸、人口二六八人で、五十戸一里制が貫かれていない。^(註三四)ところが同郡の新居郷は五十戸となつてゐるから、三十八戸で郷となつてゐるのはなにかわけがあるに違いない。ところでこの場處は現在、濱名湖北岸に位する東濱名村大字都筑にあたるわけで、こゝは將に四方の交通が遮斷された谷底平野なのである。^(註三五)従つてこの郷が三十八戸で一郷を形成してゐるのは、恐らく「山谷阻險」の規定によるもの

と思われる。

以上の諸例によつて、山間の谷底部落の場合には例外規定が適用されて、五十戸一里制が緩和された事を知り得たのである。然し私がこゝで主張したいのは、寧ろこの例外規定から逆に、かゝる「山谷阻險、地遠人稀之地」でない處に於ては、原則として五十戸毎に郷を編成したに違いないという事である。

しかし五十戸毎に機械的に編戸を行つたとすれば、そこには種々まづいことが起つたであろう。そういつた問題を次に取上げよう。先づ五十戸を満す爲に、場合によつては、随分遠く離れているムラ同志が一郷に編成された事もあつたであろう。倭名鈔をみてゆくと、近江國野洲郡の明見郷と邇保郷は、夫々南北に在りと記され、又攝津國有馬郡の幡多郷と忍壁郷は、夫々上下に在りと記されているが、これはそのような場合の郷であつたと解される。次に五十戸毎に郷を設定してゆくと、どこかで必ず余分の戸が残るであろう。こういう場合にはどんな處置を取つたであろうか。私はこれを令集解の註によつて解釋してみたい。前に記した戸令の冒頭の規定について、令集解の「跡」は次の如き一文をのせている。即ち「跡云。所乗戸十戸以上。別置里長。不滿十戸者。寄附大村里也。」とあるのがそれで、十戸以上の場合は、特に一里をつくり、以下の場合は大村里に寄附したので、「山谷阻險」の場合と同じである。ではこの十戸以上の場合に編成された特別な里は、何と呼ばれたかというに、私はこれが出雲國風土記や倭名鈔に出てくる余戸郷であると思ふ。尙和名鈔には約九十の余戸郷が記載されているが、この場合余戸郷は、一つの例外もなく一郡に一箇あるのみで、神戸郷が二つ以上あるのと較べると、この一郡一箇という余戸郷の特徴は注目に値する。この事は又出雲國風土記に記載された余戸郷に於ても同様である。かくてこの事實から、郷の編成は郡を單位として實施されたいこと

とが知れよう。

五十戸一里制の施行に當り、まづ山間の僻地は例外として特別な里を編成し、その他は郡單位に五十戸毎に編成してゆき、最後の乗戸を余戸里(但し十戸以上)とした事が、以上で明らかになつたが、まだ問題が残つている。それは若干の村を合併して一里を編成してゆく際、當然五十戸以上になる場合が予想されるが、その際、それが「余戸」にならない場合には、五十戸毎の機械的な編戸を強行したかどうかという事である。私はこの場合も矢張り前の例外規定が適用されたのではないかと思う。即ち乗戸が十戸以上の場合は、問題なく他郷に他のムラと共に編成されるが、十戸以内の場合は、もとの郷に含まれることになり、従つてそこでは五十一戸乃至五十九戸の里が出来たのではなからうか。

このようにみえてくると、前に曖昧であるとして使わない事にした、令義解の不可解な註は、正しく讀解出来るのであるまいか。即ちそれは郷編成に當つて、あくまで五十戸毎に編戸する原則は變更しないが、たゞ「所乗戸」が十戸以内の場合に限り、五十一戸乃至五十九戸の郷を許可すると讀むべきで、五十戸一里制が、全面的に劃一的に行われたとする石母田氏の解釋や、又すべてのムラを、五十戸一里制は生かしたとし、五十戸毎の編戸という原則を顧みない赤松氏の解釋は、夫と一面的な見方であることを免れないであらう。

以上五十戸一里制が如何様に實施されたかを検討してみた結果、五十戸毎の編戸は原則として實施されたこと、例外として(一)「山谷阻險。地遠人稀之處」(二)余戸(三)十戸以内の乗戸という三つの場合の規定を設けたことが判明したわけである。

さて五十戸一里制が右の如く實施されたとして、次に問題となるのは、岸氏や赤松氏の主張される如く、丁度五十戸

になるように、戸籍の操作を行つていかどうかということである。しかし郷の設定方法についての右の結論は、かゝる主張が成立せぬことを明らかに物語つていゝのではあるまいか。即ちかの例外規定―山間の部落や余戸等―は、五十戸を構成し得ない郷のある事を認めていゝわけであるし、又事實そこでは五十戸を構成してない。しかもかゝる山間の部落や余戸が、決して少なくなかつたのであるから、何も戸籍の操作を行つてまで、わざ／＼その他の郷を五十戸にする必要はどこにあつたであろうか。又もしそのような事をすれば、或る郷は郷戸の擬制を行い、他の郷は行はないという事になり、却つて混亂を招く結果になるであらうし、更に自然村落を生かす爲に、郷設定に際して、尙且かゝる犠牲を冒したというならば、最早五十戸一里制施行の意味がなくなつてしまふ事になる。尤も大寶二年の美濃國三井田里、養老五年の下總國大嶋郷、天平十二年の遠江國新居郷等はすべて五十戸の郷である。そこでもし、右の例外規定による郷は別として、史料に現われるすべての郷が、皆かくの如く五十戸一里制を嚴守しているならば、或いは岸氏等の主張は一應正しいといへるかもしれない。然しこの場合も事實は必ずしもそうではないようである。それは大寶二年の美濃國加毛郡半布里の戸籍には、五十四戸と記されているからである。(註三六) 僅か一例ではあるが、このような例外が出ていゝ以上、かゝる主張も支持しえなくなるのではないだろうか。

以上岸氏の説について私見を述べてみたわけであるが、郷里制實施の期間については、別に異論はないが、郷の設定方法に關する氏の主張には、多分に實證性に缺けていゝところがあるように思われる。

岸氏の新説が、郷里制の問題に對して、全面的な解決たりえないとすると、我々は再び出發點にたち歸つてしまつたことになる。ムラから郷へのスムーズな轉化という不思議な現象は、依然として未解決のまゝ我々の前にある。しかも

郷里制に關する史料的研究が進めば進む程、問題は増々困難の度を加えてきたらしく見える。最早清水氏や石母田氏のように、ムラの地縁的結合の弱さというような、ムラの内部構造から説明することは出来ず、さればといつて岸氏や赤松氏のように、郷は一―四の自然村落を無理なく包含する爲に、戸籍作成に當つて、五十戸に仕上げたという解釋は、事實に反している。

然らばこの困難な問題は、どのように考えたなら解決出来るのであろうか。兎に角、郷制は五十戸毎に―原則的に―設定され、自然村落を生かす爲に、戸の擬制というやうなことはしておらず、又一方ムラは依然として可成強固な地縁的結合を保つてゐることは事實であるから、これを無視して立論するわけにはゆかない。そこで次に私の見解を述べてみたい。

問題はムラが新しい村落制度と衝突もせず、又その爲に支障も起していないのは、如何なる理由に基くかということであつた。ところが今や郷制は原則として機械的に實施された事が明らかになつたのである。そこで従來のムラの上にかゝる郷が設定されたという事實は、一應清水氏や石母田氏のいわれるように、ムラの政治的無力を表明していると思へないこともない。しかしこの政治的無力性を、ムラの地縁的結合力の弱さから説明しようとすれば、それは事實に反すること、既に明らかにした通りである。ムラの地縁的結合が、必ずしも弱くない以上、こゝで政治的無力という言葉を持ち出すことには問題があるのではなからうか。

一體清水氏等がムラの政治的無力を云々したのは、もしムラが強固な地縁的結合を保つていれば、當然郷制と衝突し、ムラの反抗がみられる筈だという前提があつたからである。(註三七) そうだとすればムラが政治的に無力であるか否かを問題と

する前に、郷の設定は必ずムラと衝突し、ムラに支障を生ぜしめるといふ理論自體を吟味する必要があるのではあるまいか。このように私が主張するのは、實はその點に疑問を持つてゐるからである。私も勿論傳統を有するムラの上に、新しい村落制度が設定された場合、村人等は多大の迷惑を感じたであろう事は想像出来る。しかしだからといつてムラの生活が、その爲に混亂に陥つたと考へる必要はないと思ふ。今ムラにとつて最悪の場合、即ちムラが分割された場合を考へてみよう。行政的にムラが二つの郷に分割されたからには、租・庸・調や徭役、兵役等は別々になることはいふまでもないが、然しそれは彼等の日常生活に於ける交渉までは遮斷し得なかつたであらう。(註二)特に彼等の口分田は、田令によれば「郷土の法」(註二)によつて與えられる事になつてゐるから、この點からも、農耕生活に於ける密接な相互關係は、その後もなお續行したに違ひない。又ムラが分割されても、國家は新に五保の制度をつくつて、一應從來の地縁的結合をみとめてゐるから、この保を結成することによつて、嘗てのムラの機能を或程度再現しえたと思ふのである。このように見てくると、ムラが分割された場合でも、村人の生活は從來とさほど變らずに、續けられていつたと考へても差支へないのではなからうか。しかるに事實は全國のムラがすべて、かゝる「分割」の憂目をみたわけではなく、却つて多くの村々は、新なる郷の中に生かされてゐる事、前の私の論證によつて明らかであるから、郷の設定が、ムラの生活に混亂をひきおこしたとは、どうしても考へられない。寧ろ正反對の現象、即ち自然村落と村落制度とのスムーズな接觸という方が、より自然であつたといえるのではあるまいか。

さてこのように考へてくると、こゝで政治的無力という概念は最早不必要なることはいふまでもなく、我々が問題としてきたものは、眞の問題ではなく、そのような問題提起自體に誤りがあつたことが明らかであらう。即ちムラから郷

へのスムーズな轉化は、兩者の共存が可能である以上、決して不思議な現象でなく、あたりまえのことであつたのだ。従つて從來行われてきた方法、ムラか郷かどちらか一方を他方に從屬乃至妥協せしめて、郷のスムーズな設定を説明せんとする方法による限り、問題の解決は望めないであろう。結局郷設定の具體的方法を不明確にした儘、ムラから郷への轉化の問題を取扱つてきたところに、從來の方法の缺陷があつたといえよう。

以上がたど／＼しい論證の未、辿りついた私の結論である。尙最後にこの結論をもとにして、古代村落の研究に對して、私なりの展望を行つてみたいと思う。

第一に郷里制はあくまで、國・郡制と共に地方行政組織として、國家的な必要のもとに、機械的に劃一的に設定されたのであるが、同時に郷の中には多分に從來の自然村落が生かされているのであるから、我々は注意すれば郷制で現はされている史料を通して、ムラの、時には大化前代のムラの生活を考察してゆくことが可能であるということである。例えば前掲の遠江國濱名郡津築郷は谷底のムラであり、又戸數五十四戸の美濃國加毛郡半布里には若干のムラが分割されずに集つていると見做す事が出來よう。

次に律令時代の公民の生活は、具體的には、從來からのムラと、新たな村落制度とによる二重生活であつたということである。ムラが解體してしまつたのでもなく、又郷里がはじめからムラと妥協して設定されたのでもないのだから、公民等に見れば、この新來のものから、よかれあしかれ甚大な影響をうけたであろう事は想像出來る。例えば國家權力を背景とする、機械的な郷里制は、當然從來のムラの共同的生活に破壊的作用を及したであろうし、又逆にそれは公民等に、國家意識や法意識を生ぜしめた事であろう。

しかしこの影響の中でも次の點は注目しなければならぬと思う。即ち郷の中にムラが一―四箇含まれていたという事實である。この事は郷の中のムラ同志の密接な關係を促進することになり、從來の小さい封鎖的なムラが、より大きな規模のムラに擴大する可能性を賦與したであろう。そしてかゝる大きなムラ的結合が、時代がたつに従つて、各地に生じてきたと思われ^(註三)る。奈良から平安時代にかけて「郷」は著しく變貌し、始めはあくまで五十戸毎の編戸を意味していたのが、やがて一つの地域的な單位となつてゆくことを、清水氏は「日本中世の村落」の中で論證されているが、このように郷を地域的な單位へ押し流していつた源動力は、いうまでもなく郷制の中に於て生きつゞけたムラの力であり、そして又郷がムラ的性格を獲得していつた理由は、右にのべたムラの、より大きな規模への成長という、その自己運動にあつたといふことがいえよう。我々はこのような郷Ⅱ村の實例を、日本靈異記の文中に、見出すことが出来るであらう。^(註三)

註(一) 岸俊夫氏「古代村落と郷里制」、門脇禎二氏「上代の地方政治」(共に「古代社會と宗教」所收)等の諸研究

(二) 例えば最近發行された、地方史研究協議會編「地方史研究必携」の「古代地方史の研究」の章をみても、郷里の法律的説明は書かれているが、それが現實のムラとどのように關係しあつていたかについては、「天平十一年末ごろ郷里制は廢止された。したがつてそののちは里が用いられなくなり、郷の下に村が位するようになった」(同書五八頁)と書かれているのみである。

(三) 津田左右吉博士「日本上代史の研究」一九一頁。

井上光貞氏「大化改新論」(新日本史講座)二九頁

(四) 例えば孝徳紀大化二年三月の條。同二年八月の條。天智紀三年二月の條。天武紀四年一月の條。

(五) 彌永貞三氏「仕丁の研究」(史學雜誌六〇ノ四)六頁

郷里制について(村山光一)

(九七)

九七

曾我部靜雄氏「わが律令時代の里と郷について」(史林三三ノ五)

門脇禎二氏「上代の地方政治」(古代社會と宗教) 一七五頁

(六) 門脇氏、前掲論文 一七七頁

(七) 出雲國風土記の「依靈龜元年式改里爲郷」による。

(八) 出雲國風土記に次の如き例がある。

仁多郡

合郷 肆里十

三處郷 今依前用

布勢郷 今依前用

三津郷 今依前用

横田郷 今依前用

〔以上肆郷別里參〕

(九) 清水三男氏「奈良時代の村」(「上代の土地關係」所收) 一二五頁

(一〇) 門脇氏前掲論文 一八〇頁

(一一) 清水氏前掲論文 一二四頁

(一二) 清水氏「日本中世の村落」八八頁

(一三) 岸俊夫氏「古代村落と郷里制」

(一四) 清水氏「奈良時代の村」一二二頁

(一五) 同 一三〇頁

(一六) 例えば天平寶字元年七月橋奈良麻呂の亂に際し、京畿内の百姓村長以上を招集して、詔を賜うている。

(一七) 石母田正氏「古代村落の二つの問題」(歴史學研究九三) 七三頁

(一八) 有賀喜左衛門氏「日本の家」(日本民族) 所收 一七八頁

(一九) 岸氏「古代村落制度の問題」(日本歴史二三號) 一五頁

(二〇) 同

(二一) 赤松俊秀氏「古代國家の展開」(京大日本史2) 二八頁

(二二) 石母田氏前掲論文 四一頁

(二三) 赤松氏前掲論文 一一頁

(二四) 竹内理三氏「寧樂遺文」上 二八七頁

(二五) 二万五千分一地形圖「三ヶ日」圖葉參照

(二六) 竹内氏「寧樂遺文」上 六一頁

(二七) 清水氏前掲論文 一二二頁

(二八) 行政區劃が自然村落を分割した實例が、今のところ見當らないのが残念であるが、しかしこれは近世以後に於てもあつたはずである。次にその場合の實例を一つあげておく。輕井澤町東北方に峠という部落がある。舊碓井峠に位し、戸數僅かに十數戸にすぎない。しかるにこのムラの中央に、舊幕藩時代には上野國と信濃國の國境があり、現在も亦群馬・長野兩縣界があり、行政的に全く別の國や縣に所屬しているのである。生活の上で大變不便ではあるが、その爲ムラの共同生活まで破壊されてはおらない。

(二九) 田令集解口分條

(三〇) 戸令集解五家條

(三一) 奥田眞啓氏「莊園前村落の構造について」(史學雜誌五八ノ三) 參照。氏は東大寺領越前國足羽郡道守庄の研究に於て、同庄がもと道守村と呼ばれていたが、そこには二つの自然聚落があつたことを證明された。

郷里制について(村山光一)

(九九)

九九

(三三) 清水氏「日本中世の村落」一二五頁

(三三) 例えば日本靈異記下卷第十七の紀伊國那賀郡彌氣里、及び下卷第二十八の紀伊國名草郡貴志里は、夫々同時に村とも書かれている。尙この里は郷里制の里ではなく、むしろ郷(五十戸一里の里)に相當することは、この里が屢々郷とも記されているから確かである。

地圖と慶應義塾

慶應義塾は安政五年(一八五八)福澤諭吉が、江戸筑地鐵砲洲奥平家中屋敷に蘭學塾を開設した時に發足するが、其後芝新錢座、更に鐵砲洲奥平中屋敷と居を移し、慶應四年即ち明治元年再び新錢座に移轉し、同所で慶應義塾と命名して、一種の法人組織とした。更に明治四年三田の島原藩邸を東京都より譲り受けて此處に移り現在に及んで居る。

慶應義塾はその命名と同時に、福澤の一私塾ではない譯であるが、猶世間では福澤の私塾と見る傾向が強かつたようである。明治二十年迄の調査し得た市街圖三一點を年代別に表記すると左の如くである。

年代	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19
數量	3	2	1	2	2	1	2	1	2	5	3	2	2	1	1	3

このうち慶應義塾名のある地圖は存外少く左の九點である。

大倉四郎兵衛編	東京繪圖	明治十五年
清水重之編	東京區分繪圖	明治十三年
井上茂兵衛編	明東京區分御繪圖	明治十三年
熊谷庄七編	改正東京一覽圖	明治十二年
兒玉彌七編	繪入東京御繪圖	明治十二年
木下孟寛編	東京市坊細見圖	明治十年
武藤吉次郎編	三府五港細見全圖	明治九年
武田勝次郎編	改正東京御繪圖	明治九年
松浦 宏編	東京大小區分繪圖 <small>第四號</small>	明治八年

明治六・七年の地圖は未調査であるが、おそらく明治八年の地圖が慶應義塾名を記載したものであるとしては初期に屬すると思はれる。

(河北展生)